改正

平成5年3月11日条例第15号

碧南市総合計画審議会条例

碧南市総合開発審議会条例(昭和37年碧南市条例第56号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、碧南市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の調整その他必要な事項について、調査及び審議をする。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
 - (1) 市民の代表
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市の職員
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (顧問及び参与)
- 第6条 審議会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、市長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(報酬及び費用弁償)

- **第7条** 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。 (委任)
- 第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則(平成5年3月11日条例第15号)

この条例は、平成5年6月1日から施行する。